

防府市保育所における業務効率化推進事業補助金交付要綱

平成28年7月6日制定

(趣旨)

第1条 民間保育所がICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、事故防止等の体制強化を図るために要する費用の一部を補助することにより、民間保育所の業務効率化を推進し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「民間保育所」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が設置した保育所をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の補助対象事業者は、国が定める保育所等における業務効率化推進事業実施要綱(平成28年2月3日雇児発0203第3号。以下「国要綱」という。)に基づく業務効率化推進事業を実施する保育所の設置者(以下「設置者」という。)とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表中欄に定める基準額と同表右欄に定める対象費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額を比較して、いずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(実施方法)

第5条 実施方法は、国要綱3に掲げるものとする。

(交付申請及び交付決定)

第6条 補助金を受けようとする設置者は、防府市保育所における業務効率化推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる区分の実施計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 保育業務支援システムの導入 保育業務支援システム等導入実施計

画書

(2) 事故防止等のためのビデオカメラ設置 事故防止等のためのビデオカメラ設置計画書

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市保育所における業務効率化推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を当該設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた設置者は、事業完了後、速やかに防府市保育所における業務効率化推進事業補助金実績報告書（第3号様式）に次の各号に掲げる区分の支給申請書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 保育業務支援システムの導入 保育業務支援システム等導入費用支給申請書

(2) 事故防止等のためのビデオカメラ設置 事故防止等のためのビデオカメラ設置費用支給申請書

(補助金の請求)

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により適法な請求書を受理したときは、30日以内に補助金を当該設置者に支払うものとする。

(関係書類の整備)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付の決定があった年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(報告及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた設置者に対して報告を求め、若しくは当該補助金の使用について、必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問さ

せることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた設置者が次のいずれかに該当するときは、当該補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は国要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該設置者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	基準額	対象費用
保育業務支援システムの導入	100万円	国要綱3(1)③による費用
事故防止等のためのビデオカメラの設置	10万円	国要綱3(2)③による費用

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

印

施設名

年度防府市保育所における業務効率化推進事業補助金交付申請書

防府市保育所における業務効率化推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 内訳金額

区分	金額
保育業務支援システムの導入	
事故防止等のためのビデオカメラの設置	

※ 保育業務支援システムの機能が分かるパンフレットを添付すること。

3 事故防止等のためのビデオカメラの設置場所 _____

第2号様式（第6条関係）

防子指令 第 号
平成 年（ 年） 月 日

様

防府市長

年度防府市保育所における業務効率化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市保育所における業務効率化推進事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、防府市保育所における業務効率化推進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
2 内訳金額

区分	金額
保育業務支援システムの導入	
事故防止等のためのビデオカメラの設置	

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

印

施設名

年度防府市保育所における業務効率化推進事業補助金実績報告書

防府市保育所における業務効率化推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、事業の実績を報告します。

記

1 総事業費 金 円

2 事業費の内訳

区分	金額
保育業務支援システムの導入	
事故防止等のためのビデオカメラの設置	

第4号様式（第8条関係）

請 求 書

金 _____ 円

年度防府市保育所における業務効率化推進事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

防府市長

様

所在地

法人名

代表者名

施設名

印

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店・支店 本店・支店 本店・支所
口座番号	普通 ・ 当座 NO.	
フリガナ 口座名義		

別添1 (第6条関係)

保育業務支援システム等導入実施計画書

(宛先) 防府市長

平成 年 月 日

所在地

法人名

代表者名

印

①施設名		
②住所	(〒 -)	電話 () -
③保育業務支援システム等の導入に要する費用	円 ※内訳等については別添見積書のとおり	
(備考)		

別添2 (第6条関係)

事故防止等のためのビデオカメラ設置計画書

(宛先) 防府市長

平成 年 月 日

所在地

法人名

代表者名

印

①施設名		
②住所	(〒 -)	電話 () -
③ビデオカメラの設置に 要する費用	円 ※内訳等については別添見積書のとおり	
(備考)		

別添3 (第7条関係)

保育業務支援システム等導入費用支給申請書

(宛先) 防府市長

平成 年 月 日

所在地

法人名

代表者名

印

①施設名		
②住所	(〒 -)	電話 () -
③保育業務支援システム等の導入に要した費用	円 ※内訳等については別添領収書のとおり	
(備考)		

別添4（第7条関係）

事故防止等のためのビデオカメラ設置費用支給申請書

（宛先）防府市長

平成 年 月 日

所在地

法人名

代表者名

印

①施設名		
②住所	(〒 -)	電話 () -
③ビデオカメラの設置に 要した費用	円 ※内訳等については別添領収書のとおり	
(備考)		